

(平成31年3月13日 厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室あて提出)

## ハローワークの求人・求職情報の地方公共団体への提供について

地方自治確立対策協議会  
地方分権改革推進本部事務局

国のハローワークが保有する求人・求職情報の地方版ハローワーク等の地方公共団体への提供について、「ハローワークの求人情報のオンライン提供に関する検討会報告書」等で示された、地方公共団体の意見を踏まえた見直しが着実に進められており、システム刷新後は地方公共団体において一層効果的なマッチングができるものと期待しています。

国においては、予算制約等もあると思われるが、さらに効果を高められるよう、刷新に向けて以下の事項について再検討いただきたい。

### 1. 効果的・効率的なマッチングを進める上で有効な求人情報

■ 刷新後に個別の記載欄や「求人・事業所PR情報」欄の各欄で新たに記載を求める項目については、求人者の記載が不足している場合は、求人受付時にハローワーク職員で聞き取り、加筆等をして情報の充実を図ること。この旨を国ハローワーク職員にマニュアル等で周知すること。

■ 刷新後は求人情報の相当な充実が図られるとともに地方公共団体へのオンライン提供がなされるが、地方版ハローワークの実情等を踏まえると、女性、シニア、UJIターンなどの求人・求職ニーズに合致した有効なマッチングを実施するため、現在は記載を求める予定のない下記の情報も必要性が高い。

このため、重要事項は個別の記載欄を設ける、又は、「求人・事業所PR情報」欄の「両立支援の内容」、「福利厚生の内容」、「事業所からのメッセージ」欄の記載例として求人者に具体的に示すなどにより、積極的な情報提供を促すこと。

#### ○女性活躍推進の観点で必要性の高い情報

出張・長期出張の可能性※/休日出勤の状況※  
有給休暇※・育児休業・法定外休暇等の制度※（導入状況・取得実績など）  
子育て中の求職者への配慮及び支援制度の詳細/ひとり親家庭に対する配慮  
主婦層採用の実績/休憩室の有無※

#### ○シニア人材の活用の観点で必要性の高い情報

業務環境（立ち仕事、冷暖房設備の有無など）  
年齢制限（65歳以上の採用の可能性など）

#### ○UJIターン促進の上で有用な情報

選考に係る配慮（面接及び就業時期の調整の可否、面接時の交通費支給の有無）

#### ○全体的にマッチングの有効性を確保する観点で必要性の高い情報

採用予定日※/資格取得支援の詳細※  
従業員の属性※（従業員の年齢層・男女割合、雇用形態の内訳など）  
正社員登用※（制度の有無だけでなく詳細など）  
柔軟な勤務形態の詳細な導入状況（テレワーク、短時間勤務など）

※を付した事項は、報告書においてハローワークで把握することが適当な事項として具体的に例示されたもの

## 2. 「紹介上の留意事項」の記載情報の内容及び量の充実

- 報告書で示された「ハローワークで把握した追加的な情報については、原則としてオンライン提供に含める」及び非公開を希望する情報は「その他のものと区分して地方自治体へ提供」するとの考え方を踏まえ、国ハローワークが追加的に把握した情報については、原則全て地方自治体に提供する取扱いとすること。
- 国ハローワークにおいて追加的に把握し地方自治体へ提供することが望ましい情報の例を明示し、国ハローワーク職員に原則記載するようマニュアル等で周知すること。特に上記1において個別の記載欄が設けられなかった事項については、積極的に情報把握を行い、「紹介上の留意事項」欄に記載すること。
- 国ハローワークで把握している、「労働基準関係法令違反事案」や求人事業所における「雇用保険適用状況（最近の資格取得・喪失者数、育児休業給付者数等）」など、雇用環境に係る客観的な事業者情報については、「紹介上の留意事項」に積極的に記載すること。

## 3. 地方公共団体への提供割合向上の担保

- 地方版ハローワーク等への求人情報又は求職情報の提供に利用者の理解が得られるよう、オンライン手続き時（求人申込みのネガティブチェック時、求職仮登録等）、下記の趣旨を画面上に表示し説明すること。
  - ・地方版ハローワークは国と同様に公的機関であること。
  - ・提供された求人情報は地方版ハローワーク等が就業支援・職業紹介のために使用すること。
  - ・求人者にとっては、より多くの求職者に求人情報が提供されることとなりマッチングの可能性が高まる利点があること。
  - ・求職者にとっては、U J I ターン支援など地方公共団体の就業支援イベント等の情報を入手できるようになる利点があること。
- 加えて、地方公共団体への提供を希望していない場合は、窓口において上記趣旨についてチラシ等を用いて説明し、再度検討を促すこと。この旨を国ハローワークの職員のマニュアル等に記載して徹底すること。
- その他、「ハローワーク求職情報の提供サービスの活用・促進に関する提案について」（平成30年3月30日自地分発第9号）で示した事項については、引き続き検討すること。

## 4. 地方版ハローワークへの同等の情報連携について

国と同じ公的な立場で無料職業紹介を実施する主体である地方版ハローワークの制度趣旨を踏まえ、その実効性を確保するため、国のハローワークと同等の求人情報及び求職情報が地方版ハローワークに提供されるように引き続き検証、検討すること。

## 求人情報のオンライン提供の見直しについて①

「ハローワークの求人情報のオンライン提供に関する検討会報告書(地方自治体向けの情報の範囲等の在り方について)」(平成28年12月19日)を踏まえ、以下の見直しを実施

報告書の内容	対応状況
<p>第3 今後の求人情報オンライン提供の方向性</p> <p>本取組は、労働市場全体のマッチング機能を向上させることを目的としていることから、事業主の了解を得ることを前提に、ハローワークにおいて求人受理時等に把握した追加的な情報について、原則として、オンライン提供に含めることが適当である。</p> <p>1 効果的・効率的なマッチングを進める上で必要となる情報 [企業の求める人材像]</p> <p>企業の求める人材像の把握に当たっては、人材の資質や性格に関する抽象的な表現ではなく、例えば、「窓口対応業務が主な仕事なので、お客様のニーズを的確につかみ、それに合った商品を紹介できるコミュニケーション能力と提案能力のある方」といった実務に照らし合わせた具体的な表現とすることが適当である。</p> <p>[より詳細な労働条件等]</p> <p>(略)効果的・効率的なマッチングを進める観点からは、求職者にとって有益なもの(例えば、次の①から⑥の事項)については、事業主の積極的な協力を得つつ、ハローワークにおいて把握することが適当である。</p> <p>① 就業場所に関する事項 出張や転勤に関する情報など</p> <p>② 仕事の内容等に関する事項 必要な能力・経験の詳細など</p> <p>③ 労働時間・休日に関する事項 有給休暇の取得状況、休日の出勤状況、その他の休暇制度など</p> <p>④ 会社の情報に関する事項 従業員の年齢構成、休憩室の有無など</p> <p>⑤ 選考等に関する事項 採用予定日など</p> <p>⑥ その他の事項 教育・研修制度、資格取得の支援、正社員登用など</p>	<p>今般のシステム刷新により、新たに、「事業主からのメッセージ」「研修制度」「福利厚生の内容」「両立支援の内容」などの情報を記載することができる「求人・事業所PR情報」を創設するとともに、<u>マッチング機能向上に必要と思われる項目について記入欄を拡大するなど</u>、求人・事業所情報の充実を図ることにより、左記項目について対応。</p>

6

## 求人情報のオンライン提供の見直しについて②

報告書の内容	対応状況
<p>2 追加的な情報を把握した場合の提供方法</p> <p>ハローワークで把握した追加的な情報については、原則として、オンライン提供に含めることが適当である。ただし、事業主の希望により広く外部に公開されることを望まない情報も含まれることから、これらの情報については、<u>その他のものと区分して地方自治体へ提供し、地方自治体において個別の職業相談等の場面で活用し、効果的なマッチングを進めることが適当である。</u></p>	<p>地方自治体等からハローワークに照会があれば随時対応している。</p> <p>また、今般のシステム刷新により、<u>地方自治体等</u>に限り、新たに「紹介上の留意事項」を提供する機能を実装。</p>
<p>3 拡充する求人情報の提供先</p> <p>職業安定法第29条第1項に基づき地方自治体自らが無料職業紹介を行う場合に加えて、地方自治体が職業紹介事業の実施を委託する場合についても、<u>拡充する求人情報の提供先とすることが適当である。</u></p> <p>この場合、委託先において2の取扱いに留意を要する情報を扱うことから、地方自治体が締結する事業委託契約等に基づき、委託先においてこれらの情報の取扱いを遵守させることが適当である。(以下略)</p>	<p>「紹介上の留意事項」については、<u>地方自治体が職業紹介事業の実施を委託する場合についても提供予定。</u></p> <p>また、委託先における得られた情報の取扱いについては、<u>利用規約の見直し等</u>によって担保する予定。</p>
<p>4 その他オンライン提供の運用の改善に向けた取組</p> <p>① 地方自治体への提供割合の向上</p> <p>事業主に対して求人受理時にオンライン提供の範囲について確認しているが、今後、地方自治体への提供割合を向上させるために、求人更新時にもあらためて積極的に働きかける必要がある。</p> <p>また、本取組の趣旨が必ずしも事業主に浸透していない点に留意し、事業主に対するハローワーク窓口での説明を徹底のうえ、次期システム更改時には、<u>オンライン提供を希望しない利用団体の種別を選択する仕組みについても検討する必要がある。</u></p> <p>② オンライン提供による活用実態の把握</p> <p>現在のところ利用団体から四半期ごとに採用決定者数を報告していただいているが、地方自治体での活用<sup>に資する観点から</sup>、報告様式を見直し、性別や年齢といった採用決定者の属性等を把握する必要がある。</p> <p>③ オンライン提供に係るシステムの改善</p> <p>ハローワーク求人のオンライン提供に係るシステムについて、<u>データ提供方式、端末方式ともに機能の改善・追加等を検討する必要がある。</u></p>	<p>① 求人情報のオンライン提供割合については、全体の約78%の求人について、事業主の了解を得て提供。</p> <p>また、今般のシステム刷新により、求人者に対する求人情報オンライン提供サービスの利用の可否について、<u>ネガティブチェック方式を導入。</u></p> <p>② 平成29年度から報告様式を見直し、採用決定者の性別や年齢等を把握。</p> <p>③ 今般のシステム刷新により、固定IPアドレス等の要件やデータのダウンロード時間の指定・回数制限の廃止など、<u>機能改善等</u>の見直しを実施。</p>

7